

意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住 所

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちやう
東京都中央区日本橋人形町三丁目 10 番 2 号

名 称 MVNOきやうぎかい協議会

かいちやう 会長 さんだ 三田 せいじ 聖二

電話番号

電子メールアドレス

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書要旨

平成 25 年 2 月 22 日「モバイル接続料算定に係る研究会報告書(案)」に対する意見募集に関し、以下のとおり意見書を提出致します。

なお、詳細は次頁以降の別紙 2 に記載したとおりであり、

- 前文「はじめに」における、本報告書案の基本的な考え方について
- 第 1 章「モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方」の考え方について
- 第 2 章「各課題の検討」における 5.データ接続料の算定について
- 第 2 章「各課題の検討」における 6.その他の課題、暫定値を用いたデータ接続料の算定方法について

の各点に対し、それぞれ意見を述べさせていただきます。

全体的には報告書案に賛同致しますが、一部については報告書案文言の修正、追記等、表現の変更を要望致します。

項	頁	章	意見
1	3 頁	はじめに	<p>本報告書案において、基本的な考え方として算定ルールの精緻化が挙げられていますが、平成 21 年の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(接続ルール答申)および平成 22 年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において示された接続料の算定ルールは基本的枠組みに留まるものであり、現に事業者間において算定ルールを巡る問題が発生している事例もあることから、必要に応じて算定ルールの整理によりこのような問題を未然に防ぐことは、モバイルビジネス活性化に寄与するものと考え、この考え方に賛成します。</p>
2	3 頁	はじめに	<p>本報告書案は、「設備区分別算定」、「移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第 2 の関係」、「原価の範囲(営業コストの算入)」及び「利潤」の 4 つの課題については今後の方針(考え方)を示し、サービス自体の歴史が浅く、関連する検討課題が多数存在する「データ接続料の算定」については、検討課題の指摘に内容を留めています。</p> <p>前 4 者については、既に長期にわたり運用がなされ、相応の議論も行われている中、不公平性是正等の観点から整理が必要な課題であり、研究会で一定の結論を出したことは意義のあるものと考えます。</p> <p>一方、データ接続料の算定については、(1)帯域幅料金の基礎となるキャパシティの考え方に対する幅広い理解がなされていないこと</p> <p>(2)第二種指定電気通信設備を設置する事業者のネットワークが最適ネットワークであるかどうかの十分な検証がなされていないこと</p> <p>(3)その他、MNO 契約者が利用していない設備を MVNO 契約者が利用している可能性をどのように原価計算に反映するか等、本課題を検討するにあたって前提となる課題の整理がなされていないことから、現時点での結論を導くことは困難と考えます。本報告書案は、この状況を正しく見極めており、「データ接</p>

			続料の算定」について論点指摘にとどめたことは、現時点においては適切であると考えます。
3	9 頁	第 1 章 「モバイル接続料 算定の適正性向 上に向けた基本 的な考え方」 3 考え方	本報告書案において、接続料算定の「公平性確保」が基本的な観点として位置づけられ、算定の裁量の幅について検討し可能な限りこれを排除又は狭めていくとする考え方が示されていますが、公平な競争環境の導入が望ましいとする観点から、これが合理的な範囲において行われる前提において、この考え方に賛成します。 加えて、データ接続料に関し現時点で届け出ている MNO 二社の接続料の水準には大きな乖離があり、現状その接続料の適正性を MVNO において判断することができないため、各 MNO における MVNO 向け接続実績の有無や規模に関わらず、接続料算定根拠を明確化することで、算定の公平性について注意して検証していくことが望ましいと考えます。
4	29 頁	第 2 章 「各課題の検討」 5.データ接続料の 算定	接続ルール答申に引き続き、本報告書案においても MVNO の新規参入を促し、競争を発展させることが重要との基本的な方針が示されたことについては、競争により利用者の便益が増すことから、これに賛成します。
5	29 頁	第 2 章 「各課題の検討」 5.データ接続料の 算定	上記第 2 項で記載したとおり、データ接続料の算定において種々の論点があることは明らかであり、現時点でこれらについて結論を出すことが困難と考えられるため、各論点の指摘に留まっておりますが、今後も建設的な議論が進み、不公平性が生じた場合等、必要に応じて直ちに方針論を決めていくのが望ましいと考えます。
6	30 頁 31 頁	第 2 章 「各課題の検討」 5.データ接続料の 算定 (1)データ接続料 の需要 2 主な意見	上記第 5 項と同様、種々の検討が必要な点と考えます。 例えばデータ接続料の需要について、「基地局側総帯域幅を用いる考え方」では MVNO 負担が過小となるとの意見が示されていますが、必要不可欠な余剰設備が必ず存在するなどネットワーク設計の観点からは、上記意見は合理的な意見であると考えます。 しかしながら、前述のとおり、前提となる課題の整理がなされていないことから、検討の前提条件が整っていない状況にもかか

			<p>ならず、ISP 側総帯域幅を用いる考え方が適切とする MNO の見解については不合理かつ不適切と考えます。</p> <p>また、「MVNO の立場から、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的」とする見方について、一部の MVNO がこのような意見提起を行ったとしても、このような見解は MVNO の代表的な見解ではなく、MVNO 協議会の中には異なった複数の見解があります。この部分の表現を「研究会において意見聴取を行った MVNO からは、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的だが、…」と訂正されることを要望します。</p> <p>なお付記として、仮にデータ接続料の算定における需要の考え方を変更する場合においては、MVNO 事業へのインパクトが生じないよう過渡期的な措置を講じるべきであることを方針として定めることが望ましいと考えます。</p>
7	34 頁	<p>第 2 章</p> <p>「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(2)データ接続料の接続料原価</p> <p>3 検討</p>	<p>MVNO が負担すべきコストは実際に MVNO が利用した設備に係るコストではなく、MVNO が便益を受けている設備に係るコストと捉えることが適当、との考え方が示されておりますが、この考え方に賛成します。従って、移動体通信ネットワークのモビリティといった特性を MVNO のエンドユーザが受益していることにより、モビリティを実現するために必要な設備余裕に関しては MVNO が負担することが相当であると考えます。</p> <p>反面、MNO の需要の見誤りに起因する設備余裕については、MVNO のエンドユーザがこの設備により受益しているとはみなすことができず、このコストを MVNO に対し負担させることは適当ではないと考えます。また例えば、MVNO の通信トラフィックの大半が MNO の通信トラフィックが利用していない MNO 設備を利用して疎通されている場合に、これをどう評価するかなどが論点になります。</p> <p>具体的な算定ルール化については現時点で議論が不足しているとしても、上記の考え方を原則として採用する点にまで本報告書にて踏み込むことが望ましいと考えます。</p>
8	36 頁	第 2 章	<p>接続料算定の元となる実績値について、前年度の実績値に代</p>

		<p>「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(3)データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>3 検討</p>	<p>わり当年度の実績値を採用することで MVNO の競争環境を整備することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において、実績値の測定年度は MVNO の事業環境に対して大きな影響を及ぼすものと考えます。前年度の実績値に代わり当年度の実績値を用いることは MNO と MVNO の公正な競争環境を整備する観点から、この考え方に賛成します。</p> <p>この課題は、MNO が自社しか知りえない当年度原価や将来原価を利用して自社の契約者料金を決定している可能性が高い中、前年度原価しか知りえない(しかもその開示時期はその年度末に近い時期である)MVNOとの間で不公正な競争環境を助長する大きな要因そのものであることから、可及的速やかに当年度原価(またはそれに類する原価)の適用及び速やかな情報開示がなされることを強く要望します。</p>
9	36 頁	<p>第 2 章</p> <p>「各課題の検討」</p> <p>5.データ接続料の算定</p> <p>(3)データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <p>3 検討</p>	<p>本報告書案 36 頁最下段に、MNO の接続料の経年変化の状況が記載されています。この表によれば、NTT ドコモのレイヤー2 接続の場合の 2008 年度接続料は 12,671,760 円(10Mbps 当たり、月額)であるところ、2011 年度接続料は、4,843,632 円(同上)となっており、接続料は大幅に低減されているとの評価も見受けられます。</p> <p>一方、2008 年度の NTT ドコモネットワークにおける平均通信速度は 666kbps(注 1)、2012 年度の測定では 3.87Mbps(注 2)との結果が報告されており、その間通信速度は約 5.8 倍になっています。このことから、MVNO が NTT ドコモと同等のサービスを実現するには 2012 年度においては約 5.8 倍の帯域が必要であり、金額に換算すれば、2012 年度には、4,843,632 円 x5.8=約 2,809 万円(10Mbps 当たり、月額)の支払いが必要であることを意味しています。</p> <p>即ち、同等のサービスを実現するための接続料は、約 1,267 万円から約 2,809 万円に大幅値上げされていることとなります。</p> <p>一方、2008 年度及び 2012 年度の NTT ドコモのデータ通信料金(定額制)は FOMA サービスでの比較においては最大でも</p>

			<p>10,500 円であり、その間ほとんど変わっておらず、期間中に開始された、より高速な次世代通信 LTE サービス「Xi」については 2012 年度におけるデータ通信料金(定額制)は最大でも 7,980 円と、2008 年度 FOMA サービス料金と比較して値下げとなっています。</p> <p>つまり、同等のサービスを提供するための接続料は大幅値上げになっているが、NTT ドコモ顧客向け提供料金はほぼ一定、あるいは値下げとなっているというのが現実です。</p> <p>この事実は、原価等の測定年度の議論のみならず、自社向け原価と接続事業者向け原価が異なっている可能性、あるいは原価割れ販売の可能性など、様々な矛盾、不一致が存在する可能性を示唆しています。本研究会ではこの点について体系的な検討がなされませんでした。このようなデータ接続料と密接に関連する根本的な問題を解明するために、「本研究会で扱った 5 つの課題以外に重要な問題が存在する可能性が高いこと」及び「総務省がそれらを直ちに解明すること」を報告書に付記することを要望します。</p> <p>(注 1)日経トレンディ 2007 年 6 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出</p> <p>(注 2)日経トレンディ 2012 年 10 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出</p>
10	37 頁	<p>第 2 章 「各課題の検討」 6.その他の課題 (1)暫定値を用いたデータ接続料の算定方法について</p>	<p>接続料確定までの暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において前年度の接続料を使用することは、MVNO の事業遂行に大きな制約を与えかねないことから、この考え方に賛成すると共に、速やかな改善を要望致します。</p>

以上